

令和 2 年度 就学援助制度について

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少世帯へのお知らせ)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯について、大阪府社会福祉協議会で新型コロナウイルス感染症特例による貸付が行われています。

この状況を踏まえ、1 月終わりごろから 2 月始めごろに学校から配付している「令和 2 年度(2020 年度) 就学援助制度のお知らせ(早期 2・一般・随時)」(以下「お知らせ」といいます。)の一部の取扱いを次のとおり変更します。

《変更内容》

◎申請理由「⑦生活福祉資金の貸付決定を受けた方」(「お知らせ」1・2 ページ)

この申請理由⑦で一般申請(申請期限: 6 月 30 日)をされた方については、4 月 1 日の時点で貸付決定を受けている場合に、4 月 1 日付けで就学援助の認定を受けることができます。

この認定日について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今年度(令和 2 年度)の一般申請では、次のとおり取り扱います。

次のどちらかの貸付決定を受けた方については、貸付決定日や返済状況に関係なく、就学援助の認定日は 4 月 1 日とします。

- 緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)
- 総合支援資金【生活支援費】(新型コロナウイルス感染症特例)

(注)「申請書」は 6 月 30 日までに提出する必要があります。ただし、証明書類の提出は後日でもかまいません。

《新型コロナウイルス感染症特例による貸付とは?》

大阪府社会福祉協議会には、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象を低所得者世帯以外にも拡大し、休業や失業等で一時的な生活資金にお困りの方に向けた「新型コロナウイルス感染症特例」として「緊急小口資金」「総合支援資金【生活支援費】」の貸付が実施されています。

※詳しい貸付内容や受付期間等については、次の大阪府社会福祉協議会のホームページやコールセンター、各区の社会福祉協議会にご確認ください。

- ・大阪府社会福祉協議会ホームページ <http://www.osakafusyakyo.or.jp/>
- ・特例貸付用コールセンター電話番号 0120-46-1999

◎ この就学援助申請に必要な書類（下記①②を提出してください。）

① 就学援助申請書兼世帯状況票

1 月終わりごろから2月始めごろに学校からお配りした「お知らせ」に同封の申請書用紙です。

用紙をお持ちでない場合は、お子さまが通われている学校にお申し出いただくか、大阪市ホームページより「就学援助」で検索し、申請書用紙をダウンロードしてください。

◎申請書記入時の注意事項

《申請区分》欄は「一般2」を選択してください。

《申請理由》欄は「⑦生活福祉資金の貸付の決定を受けた。」にチェックをしてください。

② 生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）

社会福祉協議会に新型コロナウイルス感染症特例による貸付の申込みを行い、貸付決定された方に送付される通知書です。原本はご本人の保管書類となりますので、コピーを提出してください。

◎「新型コロナウイルス感染症特例による貸付」を申請中及び申請をお考えの方

下記申請期限までに「①就学援助申請書兼世帯状況票」を提出し、就学援助申請を先に済ませてください。

「②生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）」はご家庭に送付されしだい、後日提出してください。

◎ 提出先

お子さまが通われている小・中学校

◎ 申請期限

令和2年6月30日（火）

※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が学校へ持参又は郵送をお願いします。

◎ その他注意事項

※ 新型コロナウイルス感染症特例による貸付の受付期間終了にご注意ください。

※ 他の申請理由で既に就学援助申請されている方で「新型コロナウイルス感染症特例による貸付」を受けられた方は、申請を再度していただく必要はありません。ただし、「生活福祉資金貸付決定通知書」は保管しておいてください。（先に就学援助申請した理由で「否認定」となった場合、「生活福祉資金貸付決定通知書」により再審査を行うことができます。）

※ 「就学援助申請書兼世帯状況票」の記入方法や就学援助制度については「お知らせ」をご覧ください。
「お知らせ」については、大阪市ホームページから「就学援助」を検索いただいてもご覧になれます。

[就学援助申請についてのお問合せ先]

お子さまが通われている小・中学校 又は
教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653
（4月1日に学校経営管理センターから名称を変更しています）

[大阪市ホームページ]



生活福祉資金貸付決定通知書

- ・ A4サイズ
- ・ 社会福祉協議会より交付

写し

新型コロナウイルス感染症特例による“緊急小口資金”貸付決定を受けた場合の決定通知書

大社福発第 号
令和2年 月 日



申請者または申請者と生計を一にする者

社会福祉 大阪府社会福祉協議会
法 人
会 長

(公印略)

生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）

あなたがお申し込みになりました生活福祉資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定し、お振込いたしますのでお知らせいたします。

第一回償還期日（入金期限日）は 令和2年3月31日です。
口座振替（自動引落し）での償還の場合、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、振替ができなかった場合は、当該日付を繰り上げさせていただきます。
払込取扱票での償還の方は、期日まで

「貸付決定日」は新型コロナウイルス感染症特例貸付制度受付開始日（令和2年3月25日）以降の日付

整理番号	会計	地区	年度	資金	貸付コード
貸付決定日	2020年03月31日（令和2年03月31日）				
振込年月日	2020年04月01日（令和2年04月01日） 金融機関の処理の都合上、口座への入金日が遅れる場合があります。				
振込口座	金融機関名 預金種類 口座番号				
貸付資金種類	緊急小口資金				
貸付決定額	200,000円				
貸付利率	0円				
貸付方法	一括交付				
据置期間	50年06ヵ月	(自)2020年05月01日 (至)2020年10月31日			
償還期間	02年00ヵ月	(自)2020年11月01日 (至)2022年10月31日			
償還回数	24回	償還方法 月賦			
借受人					
振替口座	金融機関名 預金種類 口座振替日				
民生委員	社会福祉協議会				

(合計) 8,410 円

新型コロナウイルス感染症特例では、「貸付資金種類」が緊急小口資金
「貸付決定額」が20万円以内となっています
(特例以外の緊急小口資金貸付では「貸付決定額」10万円以内)

新型コロナウイルス感染症特例では、「据置期間」1年（12ヵ月）以内
「償還期間」2年（24ヵ月）以内となっています
(特例以外の緊急小口資金貸付では「据置期間」2ヵ月以内、「償還期間」が据置期間経過後12ヵ月以内)

貸付中の厳守事項等について

- この貸付金は、申込されたときの計画によって使用すること。
- 期日までに定められた償還金（元金及び利息）を納めること。
- 借受人に次の事項が生じたときは直ちに届け出ること。
 - (1)住所を移したとき
 - (2)改名・改姓したとき
 - (3)事業をやめたとき
 - (4)天災、大災、その他重大な災害を受けたとき
 - (5)死亡、または行方不明になったとき
- 次の1つにあてはまる場合は、貸付金の全部又は一部を返して頂くことがあります。
 - (1)貸付金の用途を変更したり、他に使用したとき
 - (2)虚偽の申請を行い、不当な手段による貸付を受けたとき
 - (3)故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき
 - (4)貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5)その他本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.00%の延滞利息を徴収します。

事業相談等取扱い社協 社会福祉協議会
償還金収納取扱い社協 大阪府社会福祉協議会
A016001 貸付決定通知書（緊急小口資金）（借受人宛）

印 08-
印 08-

添付書類見本

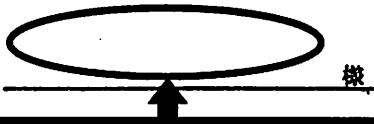
生活福祉資金貸付決定通知書

- ・A4サイズ
- ・社会福祉協議会より交付

写し

新型コロナウイルス感染症特例による“総合支援資金（生活支援費）”
貸付決定を受けた場合の決定通知書

社福資第 令和 年 月 日 号



社会福祉 大阪府社会福祉協議会
法 人

(公印略)

申請者または申請者と生計を一にする者

生活福祉資金貸付決定通知書

過日、申込みがありました生活福祉資金（総合支援資金）につきましては、審査の結果、下記の
とおり貸付決定しましたのでお知らせいたします。
つきましては、同封の借付書に署名捺印のうえ、申請された社会福祉協議会 生活福祉資金担
当窓口へご提出下さい。（あらかじめご提出いただいている場合には同封いたしておりませ
ん。）

記

「貸付期間」は新型コロナウイルス感染症特例
貸付制度受付開始日（令和2年3月25日）以降
の日付

貸付金の種類	総合支援資金	生活支援費
貸付決定額	600,000円	
貸付月額	200,000円	
貸付期間	令和2年04月～令和2年06月	
据置期間	最終貸付日から12月	
償還期間	10年00ヶ月	
償還方法	据置期間終了後、月賦償還（元金利子均等償還）	
備考		

新型コロナウイルス感染症特例では、
「据置期間」1年（12か月）以内
「償還期間」10年（120か月）以内
（特例以外の総合支援資金貸付では
「据置期間」6か月以内、「償還期
間」20年（240か月）以内）

（留意事項）

- ・借付書提出の際は、借受人・連帯保証人の印鑑登録証明書（契約証書発行日から3ヶ月以内のもの）を添付下さい。
- ・借付書の署名は、印鑑証明書記載通りの漢字表記でご記入ください。提出期限は、発行日から1ヶ月以内です。
- ・借付書の連帯保証人、法定代理人欄はこれを付さない場合、記入の必要ありません。
- ・この決定通知書を第三者に手渡すこと、コピーすることは慎んでください。
- ・住所、連絡先等を変更された際は、本会へ速やかに届出をして下さい。

添付書類見本